

新旧対比表 みずほマイレージクラブ規定

条番号	現行	変更後
ポイント特約 第 3 条（ポイントサービスの利用の条件および方法）	1. ポイントサービスの利用を開始するには、みずほマイレージクラブ会員であり、かつみずほダイレクトアプリを利用していることを要し、これらの条件が当てはまらなかった場合にはポイントサービスの利用はできなくなるものとします。 2. みずほマイレージクラブ会員は、ポイントサービスの利用を開始するには、当行所定のポイントサービスの利用開始手続を要するものとし、また、本特約第 9 条に規定する個人情報の交換利用および本特約第 10 条に規定するみずほマイレージクラブ専用ページや会員向けメールマガジンのパーソナライズは当該手続がなされた時に開始されるものとします。 3. ポイントサービスは、みずほマイレージクラブ専用ページ、および同ページから遷移できる商品交換ページで提供されます。	1. ポイントサービスの利用を開始するには、みずほマイレージクラブ会員であり、かつみずほ銀行アプリを利用していることを要し、これらの条件が当てはまらなかった場合にはポイントサービスの利用はできなくなるものとします。 2. みずほマイレージクラブ会員は、ポイントサービスの利用を開始するには、当行所定のポイントサービスの利用開始手続を要するものとし、また、本特約第 9 条に規定する個人情報の交換利用および本特約第 10 条に規定するみずほマイレージクラブ専用ページや会員向けメールマガジンのパーソナライズは当該手続がなされた時に開始されるものとします。 3. ポイントサービスは、みずほマイレージクラブ専用ページ、および同ページから遷移できる商品交換ページで提供されます。
最後尾	（2025 年 4 月 14 日現在）	（2026 年 9 月 3 日現在）